

章	項目	頁	ご意見・ご質問	対応（案）	質問No.
第 1 章	「 1 計画を定めた背景」	2	17～18行目、「令和12年（2030年）までに達成すべき」は、次の行の「169の」の前にもっていった方が適切（2030年までに達成するのは17の目標ではなく169のターゲットの方なので）。	・ ご意見のとおり修正します。 ゴール＝意欲目標 ターゲット＝成果目標 【修正案】 17の目標（ゴール）と令和12年（2030年）までに達成すべき169の具体的な成果目標（ターゲット）から構成されています。	1
	「 4 計画の範囲」	5	(1)自然環境 → 植物・動物・植生・生態系・・・の並びの方が良いです。 (4)地球環境 → 「温暖化対策」しか入っていませんが「気候変動」は？	・ (1) ご意見を踏まえ、修正します。 【修正案】 ⇒ 動物、植物・植生、生態系、生物多様性 など ・ (4) ご意見を踏まえ、修正します。 【修正案】 ⇒ 気候変動、エネルギー など	2
	「 6 計画の構成」	6	『第5章 「計画の推進」』→主体者を書くべきかどうか？	・ ご意見を踏まえ、修正します。 【修正案】 ⇒ 「計画の推進」では、 <u>行政などの計画の推進体制や、進行管理方法</u> を示しています。 ※市民・事業者・民間団体・行政が連携して環境保全等を推進	3
第 2 章	「 1 めざす環境イメージ」	9	上から5行目、「ゴール」はここでは「目標」と表記した方が良い（ここに当てはまるワードは、2030年に向けた達成目標であり、持続可能な社会のために達成する最終ゴール（意欲目標）ではないので、混乱を避けるために「ゴール」と表記しない方が良い）。	・ ご意見のとおり修正します。 【修正案】 ⇒ ～環境・経済・社会についての <u>目標</u> であり、～	4
		9	下から3行目、2つある「理念」は「目標」と表記すべき（SDGsは目標がメインであり、持続可能な社会のための理念はむしろ先行して取り組まれたESDの方にあるし、SDGs関係の直接的な理念を言うならば、それは「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の宣言等の方が適切ではないか）。	・ ご意見を踏まえ、修正します。 【修正案】 ⇒ 上から1行目「 <u>また、総合計画に合わせて、SDGsの理念を踏まえた計画としています。</u> 」 ⇒ 下から2～4行目の段を削除 ⇒ 下から1行目「本計画では、SDGsの関連する目標を、 <u>施策体系及び第3章で示しています。</u> 」	5
	「 3 施策体系」	10	SDGsのラベリングが提示されているが、これでいいのかなと思われる設定が多々ある。施策領域という具体的な行動につながる部分では、169のターゲットや指標（インディケーター）まで踏み込んで検討してラベリング表示すべきだと思うが、そのあたりの検討が不十分ではないのだろうか、SDGsウォッシュにならないように努めてほしい）。	・ ご意見を踏まえ、検討します。 SDGsのターゲット以下の細目から選定したことが分かるように、すべての基本目標について、資料編等で示すことを検討します。	6

章	項目	頁	ご意見・ご質問	対応（案）	質問No.
第3章	「基本目標１－１」	14	上段のSDGsのラベリングに、「目標６」が入っているが、ここは「目標６」ではなく「目標４」ではないか。	・ご意見を踏まえ、検討します。 なお、次が該当すると考え、「目標６」を設定しています。 <ターゲット> 「6-6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関する生態系の保護・回復を行う。」 <グローバル指標> 「6-6-1 水関連生態系範囲の維持変化」に基づき設定 【修正案】 「目標４」は、共通目標で掲げていますが、「目標１７」だけ全てに記載しています。同じく「目標４」もすべてに関わると考え、「目標４」を加えます。	7
		14	最下部(環境指標)の「自然に触れたり…参加している子どもの数（総合計画指標）」となっていますが、子供の絶対数がわかっていないと、この数が大きいのか小さいのか判断できません。カッコ付きで割合も併記したらどうでしょうか。	・総合計画の人口推計上、年少人口（0～14歳）は、H30:67,194人となっており、R7は約7.9%減、R12は約13.4%減となっていますが、ここでいう子どもの数は出ないため、現状のままとさせていただきます。	8
		15	上段の施策<多様な生き物が生息する自然環境の保全>の「取組みの方向性」の1つ目にある「自然」はそのあとの「共に生きる」という言葉から「野生生物」と表記した方が良くないか。 文末の「育ててまいります」は「育みます」の方が良いのではないか。	・条例から引用しているため、このままの表現とさせていただきます。 ただし、文末の「育ててまいります」は「育てていきます」に修正します。	9
		15	上段の施策の2つ目にある「希少」はとして「野生生物」だけにした方がここではこの施策が果たすべき意味合いから適切ではないか。	・ご意見のとおり修正します。 ※実情は希少野生生物のみ。	10
	「基本目標１－２」	16	SDGsラベリングについて、ここは「目標３」ではなく「目標４」ではないか。 SDGsの17目標は、その多くが関係しあっていて、つながりがあるので、ラベリングして提示する際は、何を提示するのか、どう提示するのが思案されるところです。最近は、関連図的にしてつながりあいを示明して示すことが多いように思います。逆に、ラベリングされた主要な項目だけを絞って提示する際は、どうしてその項目に絞って提示したのか、どこが該当しているのかわかるようにする必要があります。この項目の場合、回答にあるようにターゲット以下の細目から選定した場合は、それがわかるように提示すべきかと思います。現在の16～17ページに掲載された文章内容からは、目標３が該当する主要なSDGsゴール項目とはとりにくく、むしろ人材育成である目標４の方を主要なSDGsゴール項目としてあげた方が良いように思いましたので、そのように意見させていただきました。	・ご意見を踏まえ、検討します。 なお、次が該当すると考え、「目標３」を設定しました。 <ターゲット> 「3-9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。」 <グローバル指標> 「3-9-1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率」 「3-9-3 意図的ではない汚染による死亡率」 <ローカル指標> 「3-9-1 人口１０万人あたりの公害苦情件数（都道府県）」 【修正案】 ①SDGsのターゲット以下の細目から選定したことが分かるように、すべての基本目標について、資料編等で示すことを検討します。（再掲） ②「目標３」については、17ページ上段の施策の「２番目の取組の方向性」の環境保全に関わると考え、位置づけましたが、基本目標３－１に位置付た方がよいと考え削除します。 ③「目標４」は、共通目標で掲げていますが、「目標１７」だけ全てに記載しています。同じく「目標４」もすべてに関わると考え、「目標４」を加えます。（再掲）	11

章	項目	頁	ご意見・ご質問	対応（案）	質問No.
第3章	「基本目標1－2」	16	最下部(環境指標)の「企業が補助金を受けて行う、……設備投資の件数」について、令和元年度の件数が0件となっています。この補助金はいつから募集をしているものなのでしょうか。令和元年度前後の年度についても件数は0件なのでしょうか。もし、数年間にわたって0件であるなら、応募件数を増やすための新たな対策を取られているのでしょうか。	＜対象補助金の種類＞ 環境に配慮したものであると明確に判断できる補助金についてカウントすることを想定しています。具体的な補助金としては、次のとおりです。 ・「設備投資促進奨励金」（「更新」の「環境負荷軽減」に該当するもの） ・「次世代自動車等新技術・新製品開発促進補助金」（「新技術・新製品開発促進事業」の「地域未来関連」の「環境・エネルギー分野」に該当するもの）など ＜実績について＞ ○指標の基準とするため、現状値の件数を0としています。実績はあります。 対象の補助金（「設備投資促進奨励金」）は平成18年度に創設されていますが、創設から令和2年9月までの対象件数は19件あります。 ○「次世代自動車等新技術・新製品開発促進補助金」は平成30年度創設、対象件数は0件です。 ○「設備投資促進奨励金」「次世代自動車等新技術・新製品開発促進補助金」どちらの補助金も環境配慮に特化したものではありません。補助対象の一部に環境配慮に関するものが含まれている補助金です（環境配慮に関係ないものも補助金の対象になっています）。対象件数を「設備投資・・・」は19件、「次世代・・・」は0件と言っていますが、これは環境配慮に関するものの数字で、環境配慮以外のものも含めると件数はもっとあります。	12
	「基本目標2－1」	18	SDGsのラベリングについて、「目標3」と「目標4」も加えるべきではないか。 18頁の現状にある休養などレクリエーション機能等の緑の役割から、目標3も挙げたい目標の一つではないかと思いました。	・ご意見を踏まえ、検討します。 【修正案】 ①緑化の推進、潤いと安らぎのある生活空間の充実は心身の健康に変わることを考え、「目標3」を加えます。 ②「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲）	13
		18	「現状と課題」にある「ヒートアイランド現象等により悪化する大気汚染」とあるが、大気汚染の要因例で「ヒートアイランド現象」を挙げるのは意味合いが違うのではないか。	・ご指摘のとおりですので、修正します。 【修正案】 ⇒ 大気の浄化	14
	「基本目標2－2」	20	SDGsのラベリングについて、「目標4」も加えるべきではないか。	・ご意見を踏まえ、検討します。 【修正案】 「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲）	15
	「基本目標3－1」	22	SDGsのラベリングについて、SDGs、「目標4」と「目標15」も加えるべきではないか。 「大地がきれいで」という基本目標のもと、この項目では土壌汚染にも言及しているように、目標15の陸の豊かさを守ろうも関連性が深いので挙げた方が良いと思いました。	・ご意見を踏まえ、検討します。 【修正案】 ①「目標15」を加えます。 ②「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲）	16
		22	「目標値」の「環境指標」の1つ目＜河川海域のCOD・BOD環境基準適応率＞について、環境指標に窒素とリンも入れた方が良いのではないか（今更、COD・BODでの環境基準適合率だけ取り出して目標にしてもあまり政策的に効果はないのではないか）。	・ご意見を踏まえ、窒素とリンも含めた環境基準適合率とします。 窒素及びリンについては、貧栄養化などの指摘があり、栄養塩類の管理の在り方について検討がなされているところです。環境白書等で環境基準適合率の数値のみではなく、栄養塩の状況についても説明に努めます。	17

章	項目	頁	ご意見・ご質問	対応（案）	質問No.
第3章	「基本目標3－2」	24	SDGsのラベリングについて、「目標3」、「目標4」、「目標9」、「目標15」も加えるべきではないか。 24～25頁の記載内容から、目標3の健康との関わりが深いと思いました。施策にある「新たな浄水処理方法の検討などを進める」などは、目標9の技術革新（イノベーション）との関わりが深いと思いました。また、不法投棄問題などは、目標15の陸の豊かさも守ろうとも関わりが深いと思いました。	・ご意見を踏まえ、検討します。 【修正案】 ①「目標3」はご指摘いただいた「基本目標3－2」以外にも必要があると思われる目標があると考えているため、全体的に再検証します。 ②「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲） ③「目標9」は、「新たな浄水処理方法の検討」の内容について、担当課に確認させていただいた上、入れる方向で進めたいと思います。 ④「目標15」は加えます。	18
		25	施策 「安全でおいしい水の安定供給」 →唐突に「おいしい水道水」をめざしてと出てくるので少し説明が必要では？	・ご意見を踏まえ、修正します。 【修正案】 健全な水環境を守るため、啓発活動を進めるとともに、水道利用者の求めるニーズを的確に捉え、水道事業サービスの向上を図ります。	19
	「基本目標4－1」	26	SDGsのラベリングについて、ここは目標8ではなく目標4ではないか。あと、ここに目標14を入れるならば、目標15も入れるべきではないか。 目標8が該当しないというよりか、26～27頁に記載されている文章内容からは目標12をあげることで目標8は省いて、かわりに目標4を主要項目として挙げる方が良いと思いました。ただ、ターゲット以下の設定から目標8も掲載した方が良ければ、それがわかるように提示していただければと思います。 また、目標15をあげたのは、26～27頁に記載されている文章内容から目標14をあげるならば、目標15も同様に掲載すべきではないかと思いました。それでもあえて目標14を入れるのは、海洋プラスチック問題等を考えてのことならば、それがわかる記述が要るかと思います。	・ご意見を踏まえ、検討します。 なお、次が該当すると考え、「目標8」を設定しました。 ＜ターゲット＞ 「8-4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を斬新的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。」 ＜ローカル指標＞ 「8-4-1 1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門）（市区町村）」 【修正案】 ①基本目標4－1に「目標12」を記載しており、その中に上記の考えが同じくあるため、「目標8」は削除します。 ②「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲） ③「目標14」は、海洋プラスチック問題等を考えて記載しております。それが分かるような表現を記載します。 ④「目標15」の関連性はないように思えるのですが、 <u>具体的にどの部分が関係してくるかご教授願いたい。</u>	20
	「基本目標4－2」	28	同上	同上	21
	「基本目標5－1」	30	SDGsのラベリングについて、「目標4」も加えるべきではないか。	・ご意見を踏まえ、検討します。 【修正案】 「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲）	22

章	項目	頁	ご意見・ご質問	対応（案）	質問No.
第3章	「基本目標5－2」	32	SDGsのラベリングについて、「目標3」と「目標4」も加えるべきではないか。 気候変動（地球温暖化）による影響や適応策は、人の健康に深く関わることなので、ここでは目標3も加えるのが良いと思いました。	・ご意見を踏まえ、検討します。 【修正案】 ①「目標3」は、ご指摘のとおり加えます。 ②「目標4」は、共通目標で掲げていますが、「目標17」だけ全てに記載しています。同じく「目標4」もすべてに関わると考え、「目標4」を加えます。（再掲）	23
		33	施策「地域特性に応じた適応策の実施」 →3.に通じますが、この項目が「気候変動」「災害対応」に相当するならば、それなりに表現することが望ましいです。	・ご意見を踏まえ、検討します。	24
第4章		43	「環境意識の向上」のために →「市民に求められる取組」で最初の欄に書かれている内容は最後の欄に書かれている内容と重複する感じがします。	・ご意見を踏まえ、修正します。 【修正案】 ⇒ 最初の欄：私たちの日常生活と環境問題との関わりについて、家族や友人などと話し合う機会を持ちましょう。 ⇒ 最後の欄：ニュースや新聞記事などで環境問題に関する情報を調べましょう。	25
		37～45	「第4章」にある「取組」、ここに書かれていることは間違っていないが、一般的なスローガンをならべているにとどまっていないか。ありきたりの漠然とした「努力目標」的な取組項目を列挙してみても、それだけでは環境を望ましい方向へもっていけないことは、これまでの過去の経験でわかっていることではないか。いくら基本計画といえども、社会的責任を伴う「コミットメント」に踏み込まないと、絵にかいた餅で終わってしまい、有効性の薄い計画にとどまらないか。SDGs未来都市にふさわしく、もっと踏み込んでほしい。特に44～45頁に明記された「地区別の重点取組」、各地区ごとに市民に求められる取組などが書かれているが、どうみても全地区共通の取組のような内容にとどまっている感じで、あえて地区別の重点取組として明示するほどの内容に思えない。	・環境意識が低いと言わざるを得ない場合も含め、すべての市民・事業者を対象とした啓発内容を記載しております。	26
全般		—	平易で分かりやすい構成と表現になっています。特に第3章は見やすいと思います。今後、レイアウトも上手く考えてブラッシュアップしてください。	・ご意見を踏まえ、進めさせていただきます。	27
		—	第2章の施策体系並びに第3章の取組（施策目標）に関わると思いますが、重要度または重点領域を示す必要があるのではないのでしょうか？年度ごとに変更となるかもしれませんが、まずは第二次での積み残しあるいは新規目標が当てはまるのではないのでしょうか？ ステークホルダーにとっては、それを示してもらう方が取り組みやすいと考えます。	・総合計画と同様に、★印等で重要度等を示すことを検討します。	28



目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030 年までに、現在1 日1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5 歳未満の子供の発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
- 2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10 万人当たり70 人未満に削減する。
- 3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000 件中12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生1,000 件中25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3 分の1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
- 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
- 3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標4 . すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び 就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があら

ゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

4.6 2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。

4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

4.b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。

4.c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



目標 5 . ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

5.b 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。

5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標 6 . すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。

6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。

6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。

6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

6.a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。

6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

7.b 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。

8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及びGDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030 年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

- 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030 年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030 年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。

14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。

14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

14.c 「我々の求める未来」のパラ158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対するODA をGNI 比0.7%に、後発開発途上国に対するODA をGNI 比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくともGNI 比0.20%のODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。

17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。

17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

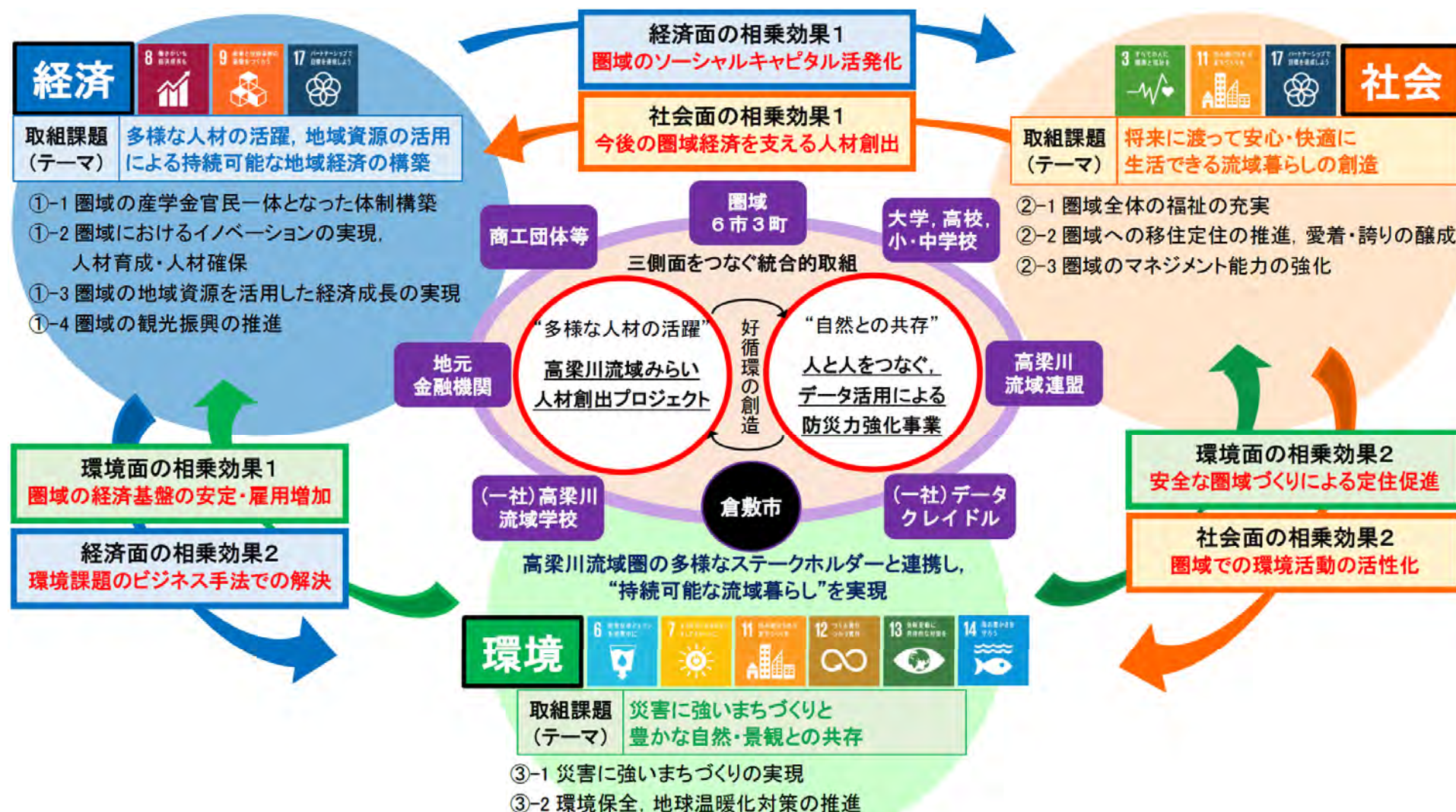
17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。



倉敷市SDGs未来都市計画案 三側面をつなぐ統合的取組

1



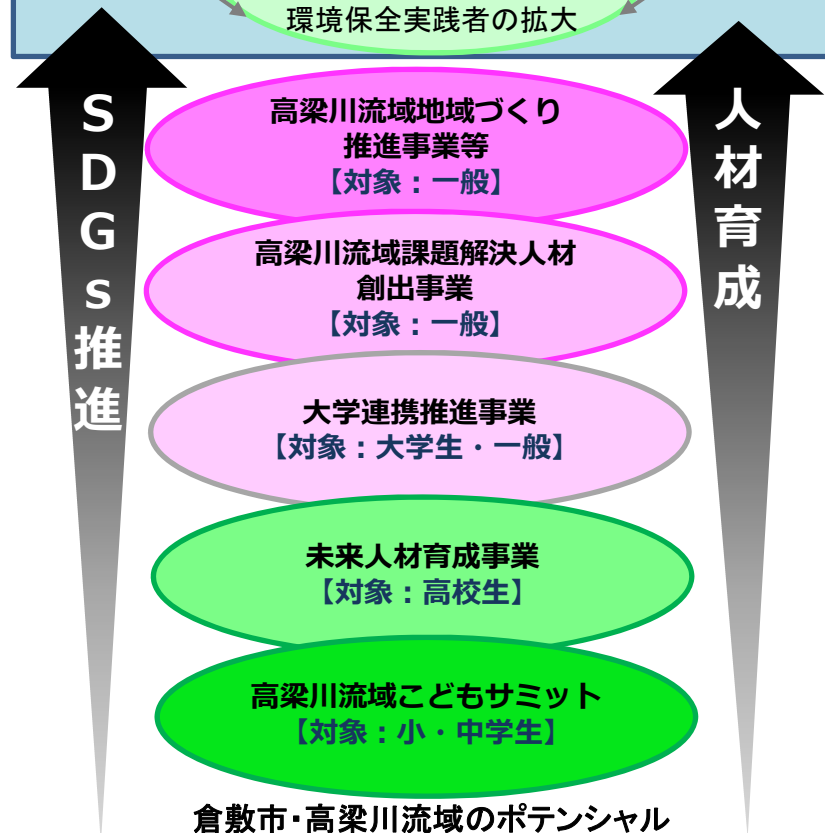
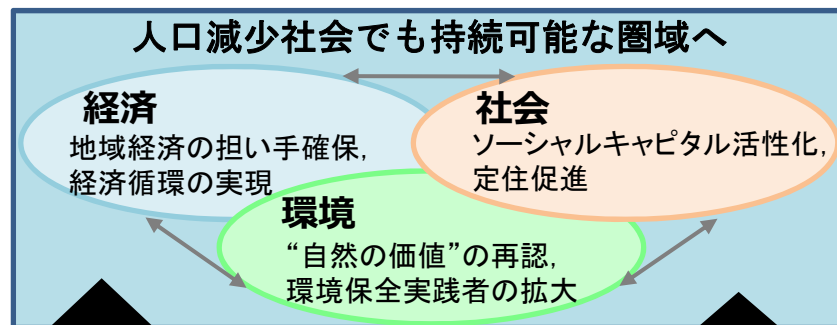
多様な人材が活躍し, 自然と共存する“持続可能な流域暮らし”の創造



高梁川流域みらい人材創出プロジェクト 三側面をつなぐ取組

2

目的：幅広い世代・分野で、地域の課題や将来に関心を持ち、持続可能なまちづくりに取り組む人材を育成する
(テーマ：Think globally, act locally)



高梁川流域連盟・高梁川流域連携中枢都市圏をはじめ
とした流域に根ざした連携の歴史・礎 local
G7倉敷教育大臣会合「倉敷宣言」のレガシー global

事業名	概要	主な連携団体
高梁川流域 地域づくり推進事業 ／ 協働のまちづくり 連携推進事業	圏域の共通課題について、 <u>効率的な解決 方法の共有や新たなネットワーク構築</u> に向 け、 <u>研修・交流会の実施や、広域でのノ ハウ移転・連携促進の取組</u> へ支援を行う。	圏域でまちづくり 活動等を行う団 体・個人、 圏域市町
高梁川流域課題 解決人材創出事業	流域の歴史や文化、地域課題解決の手法 などを学習する <u>単位制の教育プログラム</u> を 構築し、 <u>専門人材の育成を図る</u> 。 また、 <u>自律的好循環に向けた研究</u> にも官 民一体となって取り組む。	(一社)高梁川流域 学校、 地元金融機関、 圏域市町
大学連携推進事業	圏域住民を対象に、 <u>市内11大学の教授等 による講座(約30講座)</u> に加え、 <u>大学生の 課外学習の発表・ワークショップの場</u> として も活用し、人材育成・地域への定着を図る。	市内11大学、 圏域市町
未来人材育成事業	<u>圏域の高校生が、金融機関・商工団体等と 連携し、キャリア教育・アクティブラーニ ングなどに取り組み、地域の産業や社会に 貢献する人材の育成を図る</u> 。	圏域の高校、 地元金融機関、 商工団体、 圏域市町
高梁川流域こども サミット	G7倉敷こどもサミット宣言をテーマに、小・ 中学生が意見交換を行う「 <u>倉敷こどもサ ミット</u> 」を開催。R2は、 <u>対象を圏域に拡大し、 SDGsをテーマ</u> に開催し、より良い社会づく りに向けて考え、行動する若い世代の育成 を図る。	圏域小・中学校 圏域市町(教育委 員会)



平成30年7月豪雨災害

- 倉敷市真備地区被害状況
- ・1,200ha(地区の3割)が浸水
- ・亡くなられた方70名(災害関連死含む)
- ・全壊・大規模半壊5,750世帯



経験を活かした
「災害に強い地域づくり」

倉敷市災害に強い地域をつくる検討会 (R1年9月設置)

委員長: 片田 敏孝 東京大学大学院特任教授

主な検討内容

- ・防災教育の推進
- ・地区防災計画の策定推進
- ・避難行動要支援者の避難対策の推進 等

住民の自主的な避難の促進,
全住民が避難できる仕組みの構築

蓄積したオープンデータを
「地域の防災力強化」へ活用

高梁川流域 data eye (H28年3月から運用)

圏域の様々なデータをWeb上に掲載し利活用を推進
方針策定: 倉敷市 実施者: (一社)データクレイドル



平常時

住民 × 住民

データで地域の住民をつなぎ、
事前防災力を強化

- ✓ 地区防災計画の策定支援ツールとして活用
(現状、紙媒体では情報共有・加工などで多くの課題あり)
- ・浸水想定区域や避難所情報等のオープンデータを活用し、必要な情報を予め地図に落とし込むことが可能
- ・住民による危険箇所の画像取込や書込等の加工が可能
- ・住民間の情報共有が容易(紙、スマホなど閲覧方法自由)
- ✓ 防災意識とGISリテラシーを有する住民等の育成
・防災と地理情報システムのスキルを有し、地域の事前防災を推進する防災リーダーを養成する(R3以降)
- ✓ 今後、防災教育・BCPでの活用や、避難行動要支援者情報の反映などを検討・実施(R3以降)



住民はマップデータに、
直接書込、画像取込等
を行い、住民間で情報
を共有!

災害時

被災者 × 支援者

データで被災者と支援者をつなぎ、
犠牲・被害を減らす円滑な支援

- ✓ 災害時(災害後の復旧期)には、必要な情報を一元化した「被災者支援ポータルサイト」として活用
- ・災害時は、被災者・支援者も投稿可能なポータルサイトとして情報を一元化
- ・被災者、支援者(ボランティア等)は、平常時に地域住民が集めた情報や現地の情報を共有し、犠牲者・被害を減らす行動をとる



COG2018連携体制賞
ハーバード大学
特別イノベーション賞
・総務省ICT地域活性化
大賞2020 優秀賞

「まびケア」等の取組
が評価され、国内外
の賞を受賞

- ・災害時に「まびケア」としてサイトを運用し、支援者等が活用。
- ・その後、全国から要請を受け、「まちケア」としてサイトを運用
- 令和元年度: 千葉県館山市, 長野市, 宮城県
- 令和2年度: 熊本県人吉市, 大分県日田市

平常時に、地域で集めた
情報を災害時に活用!

災害時の情報を地区
防災計画等に反映

平常時/災害時
ともに活用する
**高梁川流域
防災 data eye
の整備・運用**

住民からの情報が
災害時に活かされる
防災オープンデータは
全国初!

オープンデータを活用し、災害に強いまちづくりを行う
「倉敷・高梁川流域圏モデル」を構築し、全国へ発信!



SDGsの普及啓発に向けた主な取組（R2）

4

おかやまSDGsアワード参画



岡山経済同友会，岡山大学等とともに，おかやま地域発展協議会の構成員になっており，「おかやまSDGsアワード」の取組にも参画しています。

企業等とのパートナー制度の構築



倉敷市とともにSDGsを推進する企業・団体等をくらしきSDGsパートナー（仮称）として登録し，官民連携促進につなげる制度を構築します。※研究中

災害廃棄物処理での官民連携



災害発生時の廃棄物処理対応力向上のため，官民連携の初動マニュアルや市民向けハンドブックを作成します。

SDGs啓発絵本の制作



海ごみ削減など環境をテーマとした絵本を大学との連携により制作。保育所等に配布し，幼児等への理解促進を図ります。

デニム製マスク入れの製作



ウィズコロナ×SDGsとして，ジーンズの製造過程で生じる残反・端切れを利用して，デニム製マスク入れを製作し，地場産業支援，SDGs啓発を行います。

自治体職員向けSDGs研修



倉敷市・高梁川流域自治体の職員を対象にSDGs理解促進に向けた研修を行います。



高梁川 志塾

TAKAHASHIGAWA

持続可能な地域に向けて
「SDGs探求コース」を開講します



高梁川志塾とは？

高梁川の自然や歴史、文化、および産業を「地域教育」の教材として、多様な世代が、所属や立場を超えて、互いに学びあい、研鑽しあい、高梁川流域での地域づくりや、「持続可能」な地域を担う次世代の人材として成長し、行動につなげることを目指す塾です。

SDGs探求コースについて

探究学習とは、受講生自らが課題・テーマを設定し、解決のために情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく学習活動のことです。このコースでは、座学に加えて、実習やプレゼンテーション作成などのアウトプットを前提として、プログラムに参加します。
(探求コース以外に、座学だけに参加する「聴講生コース」もあります。)

講師(例)



神崎 宣武 氏
(民俗学者・高梁川流域学校 校長)

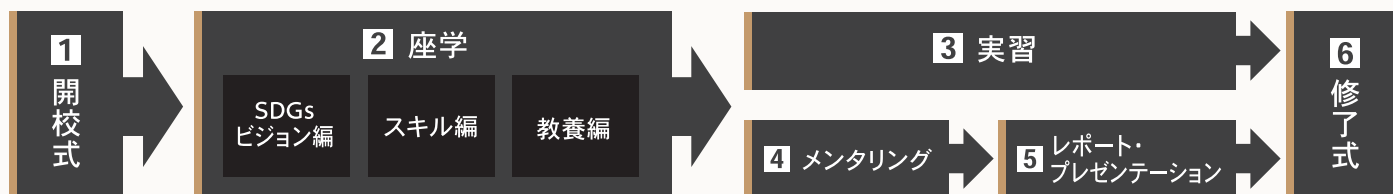
濫澤 寿一 氏 (認定NPO法人共存の森ネットワーク 理事長、
高梁川流域学校 顧問)

大原 あかね 氏 (公益財団法人有隣会 理事長(大原美術館 理事長))

佐々木 博 氏 ((株)創庵 代表取締役、元NHK教育テレビにてパソコン講師を務める)

矢吹 博和 氏 (アイデア創発&合意形成ファシリテーター。
株式会社HackCamp副代表)

その他、地域おこし協力隊OBで起業して活躍中の皆さんや、高梁川流域学校の役員メンバーなど事業の実践者、あるいはスキル・ノウハウの専門家など、多数の講師を予定しています。



※詳細スケジュールは、裏面をご覧ください。

会場 倉敷市内ほか、高梁川流域全域 ※講座ごとに異なる場合があります。

定員 20名(SDGs探求コース)
※聴講生は、別途、ウェブサイトからお申し込みをいただけます。

運営 一般社団法人高梁川流域学校

主催 倉敷市 [本事業は、倉敷市の「自治体SDGsモデル事業」の一環として開催いたします]



事業については
右記QRコードにて



こんな人にオススメ

- ✓ 地域の課題解決に取り組んでみたい人。
- ✓ チャレンジしたいテーマやプロジェクトがある人。
- ✓ 地域おこし協力隊やソーシャルビジネスの起業家。
- ✓ SDGsを経営に取り入れたい企業の経営者、担当者。
- ✓ NPOや地域活動に参加している次世代人材。
- ✓ プロジェクトやイベントの企画・運営のノウハウを学びたい人。
- ✓ SDGsをより深く知りたい、行政関係者・教育関係者など。

座学(講座)の種類

<SDGsビジョン編>

高梁川流域の2030年のビジョンと、そこに向けた課題解決のための現状の取り組みを、実践者や専門家のレクチャーで深く理解し、アクションへの気づきを得ることができる講座。

例)「まちづくりと観光のSDGs～倉敷美観地区が、すでに達成しているゴールとは?～」(NPO法人倉敷町家トラスト 代表理事 中村泰典氏)。「SDGsと企業の社会的責任～クラモクが参画する岡山大学グローバル教育プログラム～」(株)倉敷木材 代表取締役会長 大久保健作氏)ほか。

<教養編>

高梁川流域における、歴史・文化・産業などに関する教養や、活動の前提となる知識を得るための講座。

例)『備中志塾』シリーズ。「吉備と大和～古代の地方と中央の関わり」、「稼ぎと暮らし～備中における半農半X」など。(高梁川流域学校 校長 神崎宣武氏)、『大原総一郎が夢見た高梁川流域の未来(仮)』(有隣会 理事長 大原あかね氏)ほか。

<スキル編>

プレゼンテーション、ロジックモデル・ビジネスモデル、非営利団体の会計、データ分析(RESAS活用)、ITツールの利活用、オンライン会議の開催方法、ブログやSNSの活用など、団体運営やプロジェクト企画、探求学習のためのスキル・ノウハウを習得する講座。

例)「合意形成のファシリテーションとアイデア発想の手法」(株式会社HackCamp副代表 矢吹 博和氏)ほか。

受講形態

各講座の開催会場で直接受講、もしくはオンライン(ZOOM等)での受講を選択。

※SDGs探求コース受講生は、専用の「Googleクラスルーム」へご招待となる予定です。で、事前にGoogleアカウントの作成をお願い致します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンラインのみ開催となる場合もございます。

プログラム

①開校式(必修) 2020年11月3日(火・祝)午前

②座学(選択) 2020年11月3日(火・祝)～2020年12月20日(日)

高梁川流域の第一線で活躍する豪華講師陣による講座をご用意しております。

※期間中、2時間(前半講義・後半ワーク)×最大40コマ程度(平日夜もしくは土日での開催)

※1コマは、2時間10分を基本的な組み立てとしています。内訳は、1時間のレクチャー、10分の休憩、1時間の質疑応答(もしくはワークショップ)の予定です。

※講師や会場の都合により、2021年1～2月の実施となる講座がある場合があります。

③実習(必修) 2020年11月9日(月)～2021年1月24日(日)

運営側で指定する団体の活動に参加する、又は自身のプランに即した実習／実践を行い、期間中20時間程度の現地実習を行います。

④メンタリング(必修) 2020年11月9日(月)～2021年1月24日(日)

実習の前、中、後で、メンターとの面談を行い、ご自身のプランのブラッシュアップや、最終発表に向けた相談などを行います。

⑤レポート・プレゼンテーション(必修)

2021年1月4日(月)～2021年1月31日(日)

自らのテーマ・関心に合わせて、レポートもしくはプレゼンテーション資料の作成を行います。

⑥修了式(必修) 2021年2月14日(日)終日

それぞれの活動及びレポートもしくはプランについての発表を行います。

土 日		平 日	
1限	10:00～12:10		
2限	13:00～15:10		
3限	15:30～17:40		
4限	18:00～20:10	4限	18:00～20:10

参加費

①SDGs探求コース受講生 10,000円

(全プログラムへの当日参加、アーカイブ視聴が可能)

※会場受講・オンライン受講に関わらず一律料金

②聴講生(座学のみ参加)

会場受講:1,500円/回 オンライン・アーカイブ受講:500円/回

※後日参加者のみ閲覧できるページをご案内予定です。

※講座によっては、別途、実費を徴収する場合があります。

※講座によっては、無料公開の場合があります。

決済方法(事前)

①クレジットカード(SDGs探求コース受講生・聴講生共通)

※お申込みをいただいた方に決済用のページをご案内

②銀行振込(SDGs探求コース受講生のみ)

※お申込みをいただいた方に口座情報をご案内

お申し込み方法 ※10月20日(火)締切 SDGs探求コースへの参加をご希望の方は、下記よりお申し込みください。

1 メール:seminar@takahashigawa.or.jp

- ・ご所属 ・ご氏名(ふりがな)※複数の場合は全員分
 - ・電話番号 ・決済方法(クレジットカード/銀行振込)
 - ・受講方法(会場/オンライン)
- をご記載の上、当運営へメールをご送信くださいませ。

2 Googleフォーム

<https://forms.gle/4QzgEBrw9XqcieX6>

※聴講生をご希望の方は、事業HP等にて各講座のお知らせをいたしますので、そちらからお申込みください。



本件に関するお問い合わせ先

【電話】086-527-6248(分福代表) 【FAX】086-691-2289 【メール】seminar@takahashigawa.or.jp

【住所】岡山県倉敷市中央2丁目13-3 住吉町の家 分福

一般社団法人高梁川流域学校 事務局(担当:山本)

■ 送付(資料1)内容と修正案

基本目標	施策目標	現状と課題	施策	取組の方向性	修正案
1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	1 豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	本市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。その自然に支えられている都市環境には、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に様々な恵みを与えてくれる貴重な財産となっています。 しかしながら、自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。 私たちが、このすばらしい、豊かな自然環境を守り、より良い姿で次世代に引き継いでいくためには、自然を意識し、自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進していくことが重要です。	多様な生き物が生息する自然環境の保全	・すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人々が共に生きる快適な環境を守り、創り、育ててまいります。 ・貴重な自然環境を保全・再生するため、公共工事を実施する際には、希少野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。 ・市内に生息する生き物について、生息実態調査等を行い、情報提供や知識の普及を推進するとともに、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など、市内の生物多様性の確保に努めます。	・すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人々が共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていきます。 ・貴重な自然環境を保全・再生するため、公共工事を実施する際には、野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。
			人と自然とのふれあいの確保・促進	・人が憩い、安らげる親水性の高い水辺空間をはじめ、様々な場面で自然とふれあえる場の整備や、自然体験活動の機会の充実を図ります。 ・子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアについて、若い世代が気軽に参加でき、やりがいを感じられるような支援や仕組みづくりなどを行うことで、人材育成と資質向上を図ります。	
	2 環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します	企業に対し、環境問題への取組が求められるなど、企業の社会的責任が一般的になる中、近年では、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視するESG投資も広がりつつあり、企業にとって、環境経営は欠かせないものとなっています。環境経営を進めるには、中小企業にも取り組みやすいエコアクション21など、環境マネジメントシステムの導入・活用が有効であり、普及促進を図る必要があります。 また、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、倉敷市だけでなく、地域循環経済圏でもある高梁川流域圏を含め、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、環境に係る社会的課題の解決を環境ビジネスの機会と捉え、設備投資や研究開発につなげていくなど、経済・社会の側面についても健全で持続的であることが重要です。 ⇒ 高梁川流域圏全体で ⇒ 経済・社会の側面についても健全で持続的であることが重要です。環境に係る社会的課題の解決を環境ビジネスの機会と捉え、設備投資や研究開発につなげていくことなどが求められます。	環境・経済・社会の総合的向上	・事業者エコアクション21等の環境マネジメントシステムに積極的に取り組んでもらい、環境経営を促進します。 ・環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には事前に協議を行い、施設の改善、有害な揮発性化合物の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します。 ・様々な主体と連携しながら、環境、経済、社会の三側面をつなぐ統合的取組を推進します。	
			環境分野の研究・開発、地域資源の活用	・新たな省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。 ・高梁川流域圏を、地域資源などを補完し支えあう地域循環共生圏と捉え、地場製品の消費推進や、地場産業等を活かした事業の実施など、地域資源を活用した持続的な経済活動を促進します。	・高梁川流域圏を、地域資源などを補完し支えあう地域循環共生圏と捉え、地場製品の消費推進や、地場産業を活かした事業の実施など、地域資源を活用した持続的な経済活動を促進します。

■ 送付(資料1)内容と修正案

基本目標	施策目標	現状と課題	施策	取組の方向性	修正案
2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	1 まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります	本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、市内には福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地、里山や農地などの豊かな緑が存在しています。 緑には、生物多様性維持、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象等により悪化する大気汚染の浄化、騒音・振動の緩和などの環境保全機能があります。また、火災の延焼防止帯、工業地帯からの影響を緩和する緩衝緑地など様々な防災機能、さらには休養や遊戯、散策などの余暇活動に対応するレクリエーション機能、人工的な都市に潤いと美しさなどをもたらす景観形成機能を有しています。 都市環境を守り、快適で安心・安全な質の高い暮らしを実現するためには、緑の機能を認識し、緑をすべての人々により守り、育てていくことが必要です。 ⇒ 大気の浄化	豊かな緑の保全	・ふれあいの森、美しい森などの美化・維持管理や、地元団体等と協力した国立公園の維持管理など、緑の保全を推進します。 ・個人や法人所有の樹木等について、不用になった場合のリサイクル推進などを行います。 ・土砂崩壊防止、土砂流出防止などの土砂災害防止機能や、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有する丘陵地の豊かな緑の保全に努めます。	
			緑化の推進、都市公園等の整備	・公共施設の敷地や屋上、壁面等の緑化を推進します。	
				・住宅や工場、事業所、遊休地等の民有地の緑化を図るため、市民への緑化の啓発や市民の活動を支援します。	
				・公園施設等の更新や修繕を計画的に行うほか、公園の適正配置や再整備、民間との連携による緑地の設置・管理の検討を進めます。	
				・災害発生の際に一時的な緊急避難場所となる都市公園では、災害時に役立つ機能を備えた施設の設置など、防災機能の充実に努めます。	
	2 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川に育まれた自然と、伝統ある歴史・文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力です。先人から受け継いだ、この本市固有の豊かな自然と優れた歴史的環境を活かした良好な都市景観を、守り、育てるとともに、次の世代に受け継いでいくことが重要です。 そして、都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、潤いのある緑豊かで快適な都市づくりを進める必要があります。	景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成	・豊かな山林・農地・水辺資源など、良好な自然環境・自然的景観を維持・保全するとともに、<u>市民が憩いと潤いを感じられるように、自然とふれあえる場を創出します。</u> ・景観資源の保全や文化財の保護とともに、その資源をまちづくりや観光などに活用することで、市民等の意識を醸成し、本市の貴重な景観資源や文化財を次世代へ受け継いでいきます。	・豊かな山林・農地・水辺資源など、良好な自然環境・自然的景観を維持・保全に努めます。 (「自然とふれあえる場」は、重複していたため、削除)
			良好な都市景観の形成	・景観計画に基づく取組(基準・規制等)を広く市民や事業者などに周知し、適切な誘導を行うことで、地域・まちなみ景観との調和を図り、質の高い都市景観づくりを推進します。	
				・景観に配慮した公共事業により良質な公共空間を創出し、本市の景観をリードすることで、地域の価値や豊かさが高まるような都市景観づくりに努めます。	
				・良好な景観の形成等を図るため、必要な道路の無電柱化や、新たな電柱設置の抑制などを推進します。	
				・伝統的建造物群保存地区などの建物の保存や修理などへの支援を行うことにより、歴史あるまちなみや景観の保全に努めます。	

■ 送付(資料1)内容と修正案

基本目標	施策目標	現状と課題	施策	取組の方向性	修正案
3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	1 良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます	本市には、市域を二分して瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川など多くの河川があります。また、水島港区、玉島港区、水島地区や備讃瀬戸などの海域があります。 私たちの生活を支えるこれらの河川や海域の水環境を保全するためには、工場・事業場に対する規制や公共下水道整備などの生活排水対策による汚濁物質の削減等による水質改善策に加え、川や海自体が持つ自然の浄化機能を保全・回復や土壌環境を維持することが重要です。 また、本市では、大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局で、大気汚染物質や降下ばいじん等の常時監視及び測定を行っており、多くの有害物質については、環境基準を満たしていますが、微小粒子物質(PM2. 5)や光化学オキシダントについては、環境基準を上回っています。 大気汚染を防止し、私たちの健康を守るためには、調査の継続や監視体制の強化などを図るとともに、法令などに基づく工場・事業場への指導強化や排出抑制対策等を引き続き推進することが重要です。	水質汚濁の防止	・ 水環境の状況を把握するために河川、海域などの水質を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、水質汚濁防止法等に基づく立入検査など、工場・事業場に対して排水規制基準の遵守を指導します。また、各種イベントや環境学習等において、生活排水対策の啓発活動を実施します。 ・ 土壌汚染については、土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止措置の指示等による土壌汚染対策の実施を図ることにより、健全な土壌環境を維持します。 ・ 下水道、合併処理浄化槽などの污水处理施設の整備や既存施設の維持管理などを適切に行い、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現します。	
			大気汚染の防止	・ 大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局で、大気汚染物質の常時監視及び測定を行います。 ・ 大気環境を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、工場・事業場に対して、大気汚染物質の排出基準や総量規制基準の遵守、施設改善、揮発性有機化合物の削減対策などを指導します。また、アスベスト飛散防止対策や自動車公害対策等を進めます。 ・ PRTR制度に基づき、化学物質を製造・使用する事業者に対し、適正な届出を指導することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、化学物質の排出量等の情報を提供します。 ＜施策「水質汚濁の防止」共通＞	
			騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進	・ 騒音・振動・悪臭の相談が寄せられた工場・事業場等へ立入等を行うとともに、防音・防振・防臭対策について、発生源への指導・依頼等を行います。また、環境騒音の状況を把握することにより、その改善に努めます。 ・ 全市一斉ごみ0(ゼロ)キャンペーンなど、市民や団体、事業者による自主的な地域の環境美化活動を支援します。 ・ 不法投棄監視員による巡回・監視活動を強化し、不法投棄の未然防止や早期発見により不法投棄のないきれいなまちをめざします。	
			安全でおいしい水の安定供給	・ 水質管理体制を強化し、新たな浄水処理方法の検討なども進めることで、水道水の更なる水質向上を図り、「おいしい水道水」をめざします。 ・ 水道施設などの効率化や耐震化を含めた整備を進めるとともに、広域での連携強化も含めて多発する自然災害への対応を強化し、災害時の水道被害を最小限に食い止めることをめざします。	・ 健全な水環境を守るため、啓発活動を進めるとともに、水道利用者の求めるニーズを的確に捉え、水道事業サービスの向上を図ります。
	2 快適な生活環境の確保に努めます	私たちは日常生活、工場・事業場や自動車・鉄道等に起因するさまざまな“音”、“におい”を感じながら生活をしています。また、快適な生活を営むために、“ごみのない清潔できれいなまち”を保てるよう心掛けています。 しかし、私たちの生活環境を損なうものとして、工場・事業場、建設作業、交通機関等に起因する騒音・振動・悪臭といった感覚公害があり、規制が難しい環境問題となっており、また、ごみのポイ捨てや不法投棄などにより、地域の環境美化が損なわれています。 このような問題を改善し、快適な生活環境にするためには、騒音・振動・悪臭の発生源への対策が必要であり、また、環境美化行動の実施を広く呼び掛ける必要があります。 さらに、日々の暮らしを快適なものとするためには、安全でおいしい水を安定的に供給することが欠かせません。 そのためには、水道施設の計画的更新・耐震化が必要です。			

■ 送付(資料1)内容と修正案

基本目標	施策目標	現状と課題	施策	取組の方向性	修正案
4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	1 <u>2R(リデュース・リユース)に優先的に取り組むことで、廃棄物の発生抑制・再使用を進めます</u>	大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっています。 こうした状況を踏まえ、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生の抑制(Reduce:リデュース)、積極的な再使用(Reuse:リユース)、再使用が不可能なものは再生利用(Recycle:リサイクル)、いわゆる3Rの取組を進めています。 今後、この取組をさらに進めるため、環境負荷の少ないリデュース(発生抑制)とリユース(再使用)の2Rを優先し、一人ひとりの意識・行動を変えていくことが必要となっています。	廃棄物の発生抑制	・ 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に連携・協働し、循環型社会の形成のためマイバッグ・マイ箸運動や食品ロス削減の推進など“できるだけごみにしない”という、廃棄物の発生自体を抑制するリデュースを進めていきます。	
	⇒ <u>廃棄物の発生抑制・再使用を進めます</u>			・ <u>廃棄物となったものについては、生ごみの水切りの啓発や家庭向けの生ごみ処理容器の購入補助など、廃棄物の減量化を進めます。</u>	(下線部を削除)
			2 <u>廃棄物の適正な分別・リサイクルに取り組むことで、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進します</u>	廃棄物の再使用促進	・ リサイクル推進センターの体験講座などを通じて、生活の中で不要になったものを捨てる前に「まだ使えないか」「他の利用方法がないか」の再考を促進するなど、再使用につなげる取組を推進します。
	・ リサイクル推進センターを拠点とした、木製家具・古着・古本、エコバッグ等のリユース事業などを通じて、再使用の推進に努めます。				
	⇒ <u>廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます</u>	廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進			・ 雑紙の分別やペットボトルの回収など、ごみの分別徹底を図るとともに、回収したペットボトルについては再商品化事業者を引き渡すなど、リサイクルを推進します。
			・ <u>排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業</u> <u>者に対し、現地調査や搬入物検査等で、適正処理</u> <u>に向けた指導・監督を行います。</u>	(重複していたため、削除)	
・ 新たに、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等を整備し、安定的かつ適切な廃棄物(ごみ)処理を行うとともに、エネルギーの回収や資源循環の促進を図ります。			・ 新たに、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等を整備し、安定的かつ適切な廃棄物処理を行うとともに、エネルギーの回収や資源循環の促進を図ります。		
		⇒ <u>努力義務とされて</u>	廃棄物の適正処理	・ 排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業 者に対し、現地調査や搬入物検査等で、適正処理 に向けた指導・監督を行うなど、適正処理を推進し ます。	
				・ 広報紙や事業者向けパンフレット等で適正処理の協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図るとともに、 <u>産業廃棄物管理票(マニフェスト)システムの推進等と合わせて、不法投棄の防止に努めます。</u>	・ 広報紙や事業者向けパンフレット等で適正処理の協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図ります。 ・ <u>産業廃棄物の処分に当たっては、電子マニフェストシステムを推進することで適正処理を図るとともに、監視・パトロールを行うことで不法投棄の防止に努めます。</u>

■ 送付(資料1)内容と修正案

基本目標	施策目標	現状と課題	施策	取組の方向性	修正案
5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	1 温室効果ガス排出量の削減に努めます	近年、経済活動や家庭から二酸化炭素・フロン等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されており、地球の温暖化が、増々進行しています。 本市においては、温室効果ガスの削減や省エネルギー機器・設備の導入は進んでいますが、温室効果ガス削減の推進は、今後も引き続き取り組まなければならない重要な課題です。 このような状況の中で、地球温暖化の進行を抑えるためには、一人ひとりが地球温暖化を緩和するために必要な知識を身に着ける必要があります。 そして、すべての市民・事業者・行政の各主体が、省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーヘシフトするなどの環境にやさしい脱炭素型のライフスタイルへ転換することが重要です。	環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルの普及	・医療・福祉施設、商業施設や住居等が、拠点や利便性の高い公共交通沿線に立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩・自転車や公共交通により、これらの都市機能にアクセスできるなど、コンパクトなまちづくりを推進します。	
				・過度な自家用車利用から徒歩・自転車や公共交通を利用して暮らすライフスタイルへの転換を促進します。	
				・電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境性能に優れた次世代自動車の普及や、モーダルシフト(輸送・交通手段の転換)を推進します。	
				・市民や事業者に対し、グリーンくらしエコアクションの実践を普及啓発します。	
	2 再生可能エネルギーの積極的な利用を推進するとともに、地域特性に応じた適応策を実施します	本市では、地域特性を活かし「太陽光発電システム」などの再生可能エネルギー設備の設置を推進してきました。 脱炭素社会を形成するためには、今後も「再生可能エネルギーの利用」や「次世代自動車の普及」等の温室効果ガス削減対策である緩和策に引き続き取り組むことが必要です。 また、地球温暖化の進行に伴って、「集中豪雨や大雨」「猛暑」などの気候変動のリスクが今後更に高まることが危惧されています。 さらに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である適応策にも取り組んでいくことが必要です。	省エネルギー機器・設備の導入促進	・家庭や事業者等の省エネルギー機器・設備の導入を促進し、市全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。	
				・次世代エコハウス認定制度の運用など、日常の暮らしの中での省エネルギーへの取組を推進します。	
			再生可能エネルギー導入の推進	・市民生活に適した再生可能エネルギー設備が導入されるよう、各助成制度を実施するとともに、普及啓発等を行います。	
				・公共施設に太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備を率先して導入し、普及啓発に努め、災害時の非常用電源としての活用等を推進します。	
			地域特性に応じた適応策の実施	・気候変動による影響や適応策(被害の回避・軽減対策)について、情報提供など、普及啓発を行います。	(検討)
				・本市の地域特性に応じた適応策を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。	(検討)

■ 送付(資料1)内容と修正案

基本目標	施策目標	現状と課題	施策	取組の方向性	修正案
5つの基本目標を達成するために	環境意識を持ち行動できる人を育てます	持続可能な社会をつくるために、私たちは地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。 本市では、市民に環境問題に対して正しい知識を持っていただくために、講演会や出前講座をはじめ、公民館や環境学習センター・クルクルセンターなどの環境関連施設で講座や体験会、自然史博物館などで自然観察会などを実施し、市民意識啓発・知識習得のための環境教育・環境学習を行ってきました。 豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、環境学習・環境活動の場や機会の推進や次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実をさらに進めるとともに、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識を持ち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していく必要があります。	市民への環境学習の推進	・ 子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習・体験の場や機会が得られるよう、環境学習センター・クルクルセンター等の環境関連施設や市民学習センター・公民館・自然史博物館等の公共施設での出前講座、自然観察会や環境イベント等の実施の充実を図ります。	
				・ 地域やNPO等の団体と協働・連携し、環境学習や体験活動を進めます。	
			次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進	・ 市民・団体・事業者・行政などが相互に連携を図りながら、家庭・学校・地域など多様な場で、環境学習プログラムづくりや山・川・海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりなど、子どもたちへの環境教育の充実を図ります。	
				・ 自らの学びを支援するため、計画的に施設や設備を充実させるとともに、より魅力的な事業を実施するよう努めます。	

倉敷市第三次環境基本計画素案

【追加資料4】

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
1-1	希少野生生物の生息・生育環境の保全事業	生物多様性基本法並びに環境基本計画に基づき策定された倉敷市生物多様性地域戦略のうち、希少野生生物の生息・生育環境の保全事業に係る施策を実施し自然環境保全を推進する。	682	環境リサイクル局
1-1	生物多様性保全対策事業	生物多様性基本法並びに環境基本計画に基づき策定された倉敷市生物多様性地域戦略を推進するため、ワークショップ等による市民への生物多様性保全に係る環境観の醸成、生物多様性審議会などによる進捗管理、生物多様性自治体ネットワークなどを通じ情報収集を行う。	473	環境リサイクル局
1-1	生物多様性エコツアーの相互実施支援事業	高梁川流域圏域において、生物多様性エコツアーを推進するため、エコツアーの開催に関心のある個人・団体に対し、実践的な講習会を実施する。	540	環境リサイクル局
1-1	身近な自然と水辺の保全事業	生物多様性基本法並びに環境基本計画に基づき策定された倉敷市生物多様性地域戦略のうち、身近な自然と水辺の保全のため、種松山野草園、探鳥コースなど自然とふれ合える場所の維持管理、自然保護監視員制度の運用、その他野生動植物の保護及び自然環境保全に関する業務を実施する。	1,926	環境リサイクル局
1-1	自然史博物館調査研究、標本・文献等収集、展示、特別展事業	倉敷市及び周辺地域の自然に関する標本、文献等資料の収集と調査研究を行い、研究報告などで成果を公表する。また、第29回特別展「岡山県のレッドデータ生物2020」、特別陳列などを実施する。	4,995	教育委員会
1-1	自然史博物館教育普及、まつり事業	学校・団体等への学習支援や出前講座等へ講師派遣を行う。また、自然史博物館友の会や市民と協働して自然観察会や各種講座、第20回「自然史博物館まつり」を実施する。	1,034	教育委員会
1-1	高梁川流域出前自然史博物館事業	高梁川流域の市町と連携し、自然観察会「高梁川流域自然たんけん」を行う。令和2年度は新見市と浅口市で開催する予定である。また、小型展示ユニット「まちかど博物館」の更新及び補修を行い、更新後にリーフレットを作成する。	246	教育委員会
1-1	少年自然の家施設の管理・整備・美化事業	体育館及びびろりの家の耐震工事・修繕を行うとともに、閉鎖期間中の所内を良好な状態で維持管理するために、必要な作業員を配置する。	143,003	教育委員会
1-1	少年自然の家PFI施設整備運営事業	令和4年4月のリニューアルオープンに向けて、建替施設の解体工事を行い、メイン棟新築に着手する。	8,120	教育委員会

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
1-2	エコアクション2.1推進事業	環境省が推奨する中小事業者向けの環境経営システム「エコアクション2.1」の認証事業者に対して、更新時の登録料の一部を助成する。	620	環境リサイクル局
	(SDGsに係る取組)	(令和2年9月補正事業など)		
1-2	EV化対応等新技術・新製品開発促進事業	中小企業のEV化対応等次世代自動車関連分野への進出や、新産業に関しての中小企業が取り組む新技術・新製品の研究開発等および新事業創出・技術開発等の調査研究を行うため、研究機関または中小企業が連携して活動する研究会等を支援する。	15,000	文化産業局
1-2	地産地消推進事業	農林水産業の振興と地元産品の消費拡大を推進するため、市内の農産物直売所の利用促進を図るとともに、産地の販売促進や農業者の6次産業化の取組を支援する。	1,035	文化産業局
1-2	ぼっけうめえ農林水産品事業	高梁川流域圏域の農業振興や産地間の連携を図るため、農産物の生産・出荷状況等の実態調査や販売促進・消費拡大に向けたPRイベントを実施する。	11,613	文化産業局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
2-1	ふれあいの森, 美しい森管理事業 (予算概要)	ふれあいの森, 愛宕山公園及び美しい森(倉敷・真備)を管理する。	16,651	文化産業局
2-1	森林環境保全事業	林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る「森林経営管理制度」の対象となる地域森林計画区域内の森林資源の状況調査の結果を基に, 森林所有者へ意向調査を実施する。 (経営・意向調査委託料 3,591 森林環境譲与税基金への積立金 36,231など)	40,015	文化産業局
2-1	花と緑あふれるまちづくり事業	温かいもてなしを育むまちづくりのため, ボランティアによる花と緑あふれるまちづくりをすすめる。また, 阿知フラワーポック, 酒津公園花壇, 倉敷みらい公園花壇の花の植栽・管理の充実を図る。	28,861	建設局
2-1	緑化推進事業(花壇設置補助金)	花と緑あふれるまちづくりを目指すため市の定める要件を満たして新設される花壇に対して助成を行う。	1,000	建設局
2-1	復興防災公園(仮称)整備事業	小田川沿いに災害時の防災拠点や一時避難場所となり, 平常時は防災教育の場, 住民が川を感じ楽しめる場, 真備の魅力を発信できる場等としても活用できる防災公園を整備する。	189,265	建設局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
2-2	まちづくり基金事業	町家・古民家等既存ストックを再生活用したエリア活性化や、市民が協同して一定エリアでまとまって取り組むまちづくりを支援する。	67,289	建設局
2-2	国指定重要文化財 井上家住宅保存修理事業	国指定重要文化財である井上家住宅を保存改修する。(防災施設整備, 公開活用事業含む) 工期 平成24年度～令和4年度 平成24年度: 調査・設計, 仮設・準備工 平成25～令和4年度: 主屋・三階蔵・井戸蔵・塀解体修理工 令和元～令和3年度: 防災施設整備事業 令和元～令和4年度: 公開活用事業	11,355	教育委員会
2-2	指定文化財保存事業	指定文化財等の保存活用を行うため、修理などの必要な措置を講じる。 令和2年度は、国指定重要文化財「旧野崎家住宅」の耐震診断・補強策定事業、国指定重要文化財「大橋家住宅」屋根塀の保存修理事業への助成等を行う。	3,204	教育委員会
2-2	景観形成事業	平成22年1月から施行している「倉敷景観計画」について、目標期間である概ね10年が経過したことから計画の改定を行い、届出による景観誘導や屋外広告物の安全点検の強化などにより、市域全体が更に良好な景観となるよう取り組む。	3,622	建設局
2-2	旧街道景観整備事業	歴史的な町並み景観の保存を図るため、美観地区から西側に続く旧街道沿いの指定した区域内において、建築物等の新築、増改築等に対して、一定の基準により助成を行う。	4,000	建設局
2-2	美観地区電線類地中化事業	倉敷美観地区の無電柱化エリアを拡大し、木造密集地の防災力強化と併せて、伝統的な建造物と調和した街並みの景観を向上させる。 事業期間 平成28年度～令和2年度	260,200	建設局
2-2	町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づくりと技術伝承事業	高梁川流域圏域内の町家・古民家の保存・再生・活用による流域を繋ぐ、新たな魅力拠点創出を図るとともに、町家・古民家の再生活用に必要な技術伝承の仕組みづくりを行う。	9,300	建設局
2-2	伝統的建造物群保存地区・伝統美観保存地区・町並み保存地区保存事業	伝建地区・伝美地区及び町並み保存地区内の建物の外観を修理、修景する者に補助を行う。 令和2年度: 伝建地区6件、伝美地区1件、下津井町並み保存地区2件、玉島町並み保存地区1件	47,300	教育委員会

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
3-1	水質調査事業	水質汚濁による被害発生未然防止のために、公共用水域や地下水、並びに工場・事業場の排水の測定を実施する。また、公共用水域の測定結果については、インターネットなどを通じて情報提供を行う。	16,958	環境リサイクル局
3-1	水質汚濁防止対策事業	水質環境保全のために、工場・事業場に対して排水の規制や指導を行う。また、児島湖流域清掃大作戦の実施や環境保全推進員制度等により、水環境保全の啓発活動を推進する。	4,713	環境リサイクル局
3-1	漁場環境クリーンアップ事業	海底環境の改善を図るため、海底耕耘事業を実施する。	6,600	文化産業局
3-1	合併処理浄化槽設置費補助金交付事業	合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、浄化槽設置を推進することにより、家庭排水による川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境と良好な水環境を実現する。	209,799	環境リサイクル局
3-1	下水道事業	今後も引き続き市街化区域を中心とした下水道の整備を実施し、川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善を図る。	4,390,165	環境リサイクル局
3-1	大気調査事業	市内に設置した大気環境測定局により、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染物質の常時監視を行い、インターネット等を通じて市民に情報提供を行う。また、ベンゼン等の有害大気物質の汚染状況を把握するための調査を実施する。	103,384	環境リサイクル局
3-1	大気汚染対策事業	大気汚染の発生抑制のために、工場・事業場の立入検査を実施するとともに排ガスや環境中の汚染物質を測定する。	5,852	環境リサイクル局
3-1	ダイオキシン類対策事業	工場・事業場に設置されている特定施設からの排出ガスや排水の監視を行うとともに、環境中のダイオキシン類の調査を実施する。	10,182	環境リサイクル局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【 構想実現計画2020, 予算概要等より 】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
3-2	騒音振動対策・調査事業	周辺環境の状況を把握し、快適な生活環境の確保のために、一般環境及び自動車騒音の監視を実施する。	4,366	環境リサイクル局
3-2	環境美化啓発事業	各地区に地域美化推進員を配置し、市と地域が連携し一体となって地域の環境美化並びにごみの減量化及び資源化の推進を図る。 また、市民一人ひとりを取り巻く生活環境の美化意識を高めるとともに、全市一斉ごみ0(ゼロ)キャンペーンを市民公益活動団体と協働して実施する。 JR倉敷駅周辺の路上喫煙制限区域における吸い殻等のポイ捨てや迷惑喫煙の防止について、市民公益活動団体と協働して市民への周知啓発活動を行う。 犬のふん害防止の看板やちらしを市民に配布するとともに、市民公益活動団体と協働してふん害防止に向けた啓発(イエローカード作戦)を行う。	4,222	環境リサイクル局
3-2	環境衛生協議会事業費補助金交付事業	健康で明るい生活環境をつくるため、環境衛生改善の普及を図り、地域における清掃活動を実践する倉敷市環境衛生協議会の運営を支援することを目的に補助金を交付する。	7,500	環境リサイクル局
3-2	環境美化推進事業費補助金交付事業	快適で美しいまちづくり運動を推進するため、倉敷市環境衛生協議会の環境美化活動(花の植栽、除草作業、飼い犬ふん害対策)に必要な経費に対して補助金を交付する。	1,800	環境リサイクル局
3-2	リフレッシュ瀬戸内事業	6月、沙美海水浴場の海開きの前に、地元住民、学校、企業等と連携し、海岸清掃活動を実施する。	—	企画財政局
3-2	公園等清掃委託事業	地元団体や、高齢者等に公園の清掃管理を委託することで、公園のきめ細かい管理を実現する。	315,687	建設局
3-2	用排水路の清掃委託事業	市内全域で農業土木委員会を中心として、農業関係者だけでなく町内会等と連携した管理組合をつくり、年に1～3回程度、地区内の用排水路の清掃活動を実施する。	115,070	文化産業局
3-2	地域社会ボランティア「アダプト・プログラム」事業	道路、水路、公園などの公共施設の清掃美化活動を年4回以上行うボランティア団体に対し、ほうき・ごみ袋などの消耗品の支給やボランティア活動保険加入などで活動を支援する。	916	企画財政局
3-2	高梁川流域河川ごみ等調査啓発事業	海洋ごみの発生抑制に向けて、高梁川流域圏の河川ごみ等の実態調査を行う。	5,400	環境リサイクル局
3-2	不法投棄防止対策事業	監視カメラ及び不法投棄禁止啓発看板の設置、休日や夜間を含む監視パトロール業務の民間への委託、航空機による上空監視や啓発広報を行うことで、不適正処理の早期発見と未然防止を図る。	15,557	環境リサイクル局
3-2	水源水質監視体制の強化	「倉敷市水安全計画」に基づき、水源等のリスク管理を実施するとともに、関係機関と協力して水源水質の監視体制を強化し、適切な浄水処理を行うことにより、安全でおいしい水道水を供給する。	53,040	水道局
3-2	水源林管理事業	高梁川上流に有する水源林の保育及び管理を行い、水源かん養機能などの森林の持つ公益的機能を発揮させ、安定した水源及び水質の確保を図る。	4,831	文化産業局
3-2	水道施設の耐震化の推進事業	耐用年数が経過していく管路その他の施設の更新や新設を計画的に実施し、耐震化の推進を図る。	3,624,100	水道局
3-2	流量監視システム構築事業	市内の主要な配水管に流れている水量をリアルタイムに測定し集約することで、より効率的な配水池の運用と適正な管路の更新や新設に活用する。	84,866	水道局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
4-1		(マイバック・マイ箸運動、“生ごみ”ダイエット(啓発)など)		環境リサイクル局
4-1	生ごみ処理容器購入費補助事業	家庭から出る燃やせるごみの中で、最も大きな割合を占めている生ごみの減量を促進するため、生ごみ処理容器購入に対する補助金を交付する。	3,400	環境リサイクル局
4-1	リサイクル推進センター管理運営事業(予算概要)	リサイクル推進センターを管理運営し、木製家具等のリユース事業やリサイクルに関する各種講座などを行う。	18,323	環境リサイクル局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【 構想実現計画2020, 予算概要等より 】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
4-2	ペットボトル回収事業	協力店であるスーパーなどに設置している回収箱から回収したペットボトルと、資源ごみとしてごみステーションから回収されたペットボトルについて、選別・圧縮を行い資源化する。 (令和2年3月末現在、協力店96店舗)	78,417	環境リサイクル局
4-2	水島清掃工場管理運営事業	平成26年度から令和16年度までの21年間、施設の管理運営を民間事業者へ委託する、長期包括的運営委託を実施し、安全で安定したごみ処理と本清掃工場のライフサイクルコストの削減を図る。市は管理運営事業者の実施状況をモニタリングし、適正運営を確認する。	658,306	環境リサイクル局
4-2	資源循環型廃棄物処理施設運営事業	PFI手法で実施する事業で、民間事業者が市の搬入する可燃ごみ、他の清掃工場からの焼却灰、下水汚泥を溶融処理し、合成ガスやスラグなどの副生成物に再資源化している。稼働計画期間は平成17年度から令和6年度までの20年間で、市は事業発注者として民間事業者の事業実施状況をモニタリングし、適正運営を確認する。	2,197,012	環境リサイクル局
4-2	白楽町ごみ焼却処理場等解体・整備事業	平成28年度から令和2年度までに、平成14年11月に稼働停止した白楽町ごみ焼却処理場及び下水処理施設の一部を安全かつ安心に解体撤去を行い、ストックヤード(自己搬入ごみの受入れ施設)等の集約整備を行う。	484,370	環境リサイクル局
4-2	(仮称)白楽町汚泥再生処理センター等整備事業	白楽町し尿処理場の老朽化に伴い、平成29年度から令和6年度までに、汚泥再生処理センターの整備を行い、浄化槽汚泥等の再生利用の促進を図る。	7,084	環境リサイクル局
4-2	(仮称)倉敷西部クリーンセンター整備事業	平成28年度から令和6年度までに、倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス)及び倉敷西部清掃施設組合清掃工場に代わる施設として、ごみ焼却処理施設の整備を行う。併せて、粗大ごみ処理施設及びストックヤード(自己搬入ごみの受入れ施設)の集約整備を行う。	57,695	環境リサイクル局
4-2	ごみの適正処理・減量・リサイクル啓発事業	家庭から排出される一般廃棄物、及び事業活動に伴い排出される産業廃棄物について理解を深め、市民、事業者、行政の3者が協働で減量、資源化に取り組むためのきっかけとして、体験を中心に楽しく学べる場を提供する「リサイクルフェア」を開催予定。(令和2年9月27日) また、ごみの収集日や分類種類の検索ができるスマホアプリの運用を促進する。	5,702	環境リサイクル局
4-2	ごみ減量化協力団体報奨金事業	ごみ減量対策として、再生資源物の集団回収を行うPTA、子ども会等の団体の活動を奨励し、報奨金(1キログラムあたり6円)を交付する。	66,631	環境リサイクル局
4-2	環境衛生改善事業費補助金交付事業	環境衛生の改善を図るため、倉敷市環境衛生改善地区が行う事業のうち、ごみステーション整備等について補助金を交付する。	20,799	環境リサイクル局
4-2	堆肥センター管理運営事業	環境保全型農業の推進と、循環型社会構築のため、倉敷市船穂農業公社に委託して、生ごみ及び農業残渣を堆肥化する。	13,498	文化産業局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
5-1	地球温暖化対策実行計画推進事業	市内全域から排出される温室効果ガス削減計画であるクールくらしきアクションプランの市民や事業者への周知, 温室効果ガス排出量の集計を行う。	2,547	環境リサイクル局
5-1	公共交通対策推進事業	環境や交通について学ぶことで, 将来的に適切な自動車利用につながるよう意識形成を促し, 将来に向けた公共交通利用の促進を図るため, 小学生等を対象としたバス教室を実施する。	693	建設局
5-1	電気自動車等導入費補助事業	走行時に排出される大気汚染物質や二酸化炭素を削減することを目的として電気自動車等の購入や充電設備の設置に対して補助金を交付する。	22,500	環境リサイクル局
5-1	地球温暖化対策学習推進事業	小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習(こどもエコライフチャレンジ)や, NP0等と連携したイベントを開催し, 温室効果ガスの削減を啓発する。 遮光・遮熱効果及び蒸散作用を持つ「つる性植物」を住宅・事業所等の壁面に設置する「緑のカーテン」の普及を推進する。	2,465	環境リサイクル局
5-1	中小企業への省エネ設備導入促進事業	専門家による省エネ診断に基づき, CO2削減効果が一定量以上見込まれる設備更新を実施する中小企業に対し, 補助金を交付する。	15,000	環境リサイクル局
5-1	ESCO事業	①消防局倉敷消防署合同庁舎・児島消防署・ライフパーク倉敷, ②児島支所・玉島支所・真備支所, ③芸文館, ④倉敷公民館・玉島図書館でのESCO事業を継続中。⑤倉敷市民会館でのESCO事業を新たに実施する。(※ESCO(エスコ)事業 省エネ改修工事によるコスト削減分を設計, 工事, 維持管理の費用に充てる事業)	274,989	企画財政局
5-1	エネルギー使用量削減推進事業	省エネ法により義務付けられたエネルギー使用量の削減計画を策定し, エネルギー使用の合理化を図る。	9,502	環境リサイクル局
5-1	道路照明LED化事業	市内道路に設置されている水銀灯・トンネル照明等を電気使用量削減効果の高いLEDに更新する。	64,000	建設局
5-1	学校屋内運動場照明LED化事業	小学校・中学校・高等学校の屋内運動場照明のLED化を計画的に進める。(令和2年度は中庄小学校他3校で実施)	41,200	教育委員会
5-1	道路照明維持管理事業	道路照明・トンネル照明等をLED化し, 維持管理する。また, 地域において, 防犯灯のLED照明設置に対して補助金を交付する。	177,424	建設局
5-1	認定エコハウス・太陽光発電等導入促進事業(低炭素住宅導入費補助事業)	再生可能エネルギーである太陽光や太陽熱を利用する設備と省エネルギーに資する機器等を設置する低炭素な住宅を「次世代エコハウス」として認定し, その普及を図るために補助金を交付する。	6,000	環境リサイクル局
5-1	認定エコハウス・太陽光発電等導入促進事業(新エネルギー(エネファーム)推進事業)	水素を利用した省エネルギー機器である家庭用燃料電池「エネファーム」の導入を促進するため, 補助金を交付する。	4,900	環境リサイクル局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
5-2	認定エコハウス・太陽光発電等導入促進事業 (新エネルギー(太陽光発電)推進事業)	温室効果ガス削減に効果がある住宅用太陽光発電システムの導入を促進するため、補助金を交付する。 また、補助対象者が発電により削減した二酸化炭素量をJ-クレジットとして売却し、環境保全活動に活用する。	31,940	環境リサイクル局
5-2	認定エコハウス・太陽光発電等導入促進事業 (新エネルギー(太陽熱温水器)推進事業)	エネルギー利用効率の高い太陽熱温水器の導入を促進するため、補助金を交付する。	900	環境リサイクル局
5-2	認定エコハウス・太陽光発電等導入促進事業 (新エネルギー(住宅用リチウムイオン蓄電池)推進事業)	電力の地産地消と防災力強化にもつながる住宅用リチウムイオン蓄電池導入を促進するため、補助金を交付する。	16,000	環境リサイクル局
5-2	ため池防災減災事業	防災・減災対策の強化を図るため、ため池の改修・縮小・廃止を行う。防災上重要なため池について、ハザードマップ(7箇所)作成・周知や水位監視システムを設置することで防災意識の向上及び迅速な避難行動につなげる。	275,892	文化産業局
5-2	田んぼダム導入調査事業	大雨時に水田内に雨水を貯留させて、下流域の内水被害を軽減させる「田んぼダム」の導入を検討する。	1,132	文化産業局

■ 想定している主な事業(令和2年度ベース) 【構想実現計画2020, 予算概要等より】

【区分】(基本目標No.)-(施策目標No.)

区分	事業名	概要	R2予算額 (千円)	担当局
6-1	環境学習推進事業	次世代を担う子どもたちへ学校・園が取り組む環境教育のサポート, 子どもたちを含むすべての市民と多様なステークホルダーが連携した環境学習を推進し, 各種環境学習講座, 自然観察会及び海辺教室などの屋外体験学習などを実施する。	5,085	環境リサイクル局
6-1	環境学習協働推進事業	環境学習センターの登録団体と協働で環境教育・普及啓発の講座などを実施する。	331	環境リサイクル局
6-1	環境フェスティバル実施事業	6月の環境月間に, 幅広い市民層を対象に, 各種団体・企業等と連携して, 環境関連啓発イベントを実施する。	4,354	環境リサイクル局
6-1	環境学習センター運営事業	環境関連図書の貸出, 環境学習用機材の貸出, 会議室の貸出等, 環境学習センターを本市の環境学習の拠点施設として運営する。	13,026	環境リサイクル局
6-1	環境交流スクエア管理運営事業	市民の環境に対する理解及び学習を促進し, 並びに市民の相互交流に資するため, 環境交流スクエアを適切に管理・運営する。	87,565	企画財政局
6-1	水素エネルギーを活用した環境学習事業	簡易水素ステーション及び燃料電池自動車を活用し環境学習を実施する。	4,566	総務局 企画財政局

【追加資料 5-1】

○倉敷市自然環境保全条例施行規則

昭和49年8月31日

規則第68号

改正 昭和51年9月30日規則第55号

昭和58年6月30日規則第40号

昭和59年3月31日規則第17号

昭和60年3月30日規則第27号

平成2年3月31日規則第34号

平成5年3月31日規則第40号

平成11年3月26日規則第16号

平成12年12月7日規則第64号

平成17年7月27日規則第119号

令和3年〇〇月〇〇日規則第▽▽▽号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業者又は土地所有者等による緑化の基準等)

第2条 条例第10条第3項に規定する基準は、緑化基準面積（緑化を図らなければならない面積（事業区域内面積又は敷地面積に1から建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条（同条第3項を除く。）の建蔽率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2の面積）をいう。以下この条において同じ。）8平方メートル当たり高木（通常の成木の樹高が3メートル以上であり、植栽時の樹高が2メートル以上の樹木をいう。次項において同じ。）1本以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者又は土地所有者等（市が倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）第11条第1項又は第2項の規定による措置を講ずるために、環境保全協定（公害防止協定を含む。）を締結した者で、当該環境保全協定に基づく事前協議を実施するものを除く。）は、次に掲げる基準により、中木（通常の成木の樹高が1メートル以上3メートル未満であり、植栽時の樹高が1メートル以上の樹木をいう。以下この項において同じ。）若しくは低木（通常の成木の樹高が1メートル未満であり、植栽時の樹高が

0. 3メートル以上の樹木をいう。以下この項において同じ。）、花、地被植物（多年生植物に限る。以下この項及び次項において同じ。）又はつる性植物（木本植物で常緑植物に限る。以下この項及び次項において同じ。）の植栽をもつて高木の植栽に代えることができる。

（１） 中木又は低木の植栽

ア 高木１本を中木２本若しくは低木８本又は中木１本及び低木４本に置き換えること。

イ 接道部（道路（道路法（昭和２７年法律第１００号）第２条第１項の道路をいう。以下この項において同じ。）と敷地との境界から水平距離で３メートル以内の区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に植栽する場合は、原則として、低木のみでないこと。

（２） 花の植栽

ア 地上部において、レンガ、縁石等により区画された植栽基盤（植物を生育するための一定の厚みを持つ土壌等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は花を植栽するための容器に土壌等を入れたもので、容量が１基につき１００リットル以上のものが設置されていること。

イ 年間を通じ花が植栽されていること。

（３） 地被植物の植栽 全面が芝生等の地被植物により被われた部分であり、縁石等で区画されていること。

（４） つる性植物の植栽

ア 建築物の壁面部に植栽する場合は、固定された植栽基盤を設置すること。

イ つる性植物を登はん、下垂させて植栽する場合は、植栽する間隔を３０センチメートル以下とすること。

3 前項の基準により植栽する面積（以下この項において「植栽面積」という。）の緑化基準面積への算入については、次に掲げるものを除き、植栽面積の１００パーセントを緑化基準面積に算入する。

（１） 接道部に樹木又は花を植栽するときは、それぞれの植栽面積の２００パーセントを緑化基準面積に算入する。

（２） 前項第３号の場合で、駐車場に植栽するときは、植栽面積（地盤を保護するための資材が敷設されているときは、それらを除いた面積）の２５パーセントを緑化基準面積に算入す

る。

(3) 前項第3号の場合で、屋上部及び駐車場以外の場所に植栽するときは、植栽面積の50パーセントを緑化基準面積に算入する。

(4) 前項第4号アの場合は、植栽基盤鉛直投影面積（植栽基盤の水平投影の長さに鉛直投影の高さを乗じたものをいう。）を緑化基準面積に算入する。

(5) 前項第4号イの場合は、つる性植物を植栽する間隔の合計の長さに1メートルを乗じて得た面積を緑化基準面積として算入する。

4 第2項の基準による植栽に当たっては、樹木の植栽に係る面積（前項第1号の規定により算定した緑化基準面積に占める樹木の植栽に係る面積を含む。）を緑化基準面積の2分の1以上とし、かつ、地上部の植栽に係る面積（前項第1号から第3号までの規定により算定した緑化基準面積に占める植栽に係る面積を含む。）を緑化基準面積の3分の2以上とするものとする。ただし、地形、土地の利用状況等により市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 事業区域内面積又は敷地面積が1,000平方メートル未満である場合

(2) 緑化基準面積が80平方メートル未満である場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると市長が認める場合

（空閑地の植栽等）

第3条 条例第11条第3項に規定する助成措置は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市長は、条例第11条第1項に規定する樹木の植栽を要請したときは、苗木をあつせんするものとする。

(2) 前号の苗木については、予算の範囲内で補助することができる。

（自然環境保全地区の指定等の案の告示）

第4条 条例第13条第4項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 自然環境保全地区の区分及び名称

(2) 自然環境保全地区に含まれる土地の区域

(3) 自然環境保全地区の指定の案の縦覧場所

2 条例第14条第4項において準用する条例第13条第4項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全計画の決定の案の概要
 - (2) 保全計画の決定の案の縦覧場所
- (公聴会)

第5条 市長は、条例第13条第6項(条例第14条第4項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会においてきこうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会開催の日の20日前までに行うものとする。

第6条 公聴会は、市長又はその指名するものが議長として主宰する。

第7条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第8条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

第9条 公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

2 公述人が前項の範囲をこえて発言し、又は不隠当な言動があつたときは、議長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不隠当な言動をした者を退場させることができる。

第11条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(自然環境保全地区における保全のための施設)

第12条 条例第15条に規定する保全のための施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (3) 植生復元施設、病虫害等除去施設、砂防施設及び防火施設
- (4) 給餌^じ施設及び養殖施設

(景観保護地区内における行為の許可申請)

第13条 条例第16条に規定する許可の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為地
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為の着手及び完了の予定時期

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- (1) 行為地を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺2,500分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請者が行為地について権限を有していない場合にあつては、行為地の所有者（占有者がある場合には占有者を含む。）の承諾を証する書類
(野生動植物の捕獲等の対象とならない行為)

第14条 条例第18条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1（1の項又は3の項（3）にあつては、工作物を新築することを除く。）に掲げる行為
- (2) 条例第22条第1項の規定により市長が指定する方法により、かつ、市長が指定する限度内において木竹を伐採すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、市長に通知したものに限る。）
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、市長に届け出たものに限る。）

ウ 都市公園又は都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第５項に規定する都市計画施設である公園，緑地若しくは墓園の区域内において，工作物を増築すること。

エ 建築物の存する敷地内で行う行為

第１５条 条例第１８条第５号に規定する規則で定める行為は，別表第２に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の許可申請）

第１６条 第１３条第１項の規定は，条例第１８条第６号に規定する許可の申請について準用する。この場合において，第１３条第１項第２号中「行為の種類」とあるのは「捕獲又は採取する野生動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

２ 条例第１８条第６号に規定する許可の申請書の様式については，市長が別に定めるものとし，捕獲又は採取する場所，範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

（環境緑地保護地区及び山林保護地区内における行為の許可申請）

第１７条 第１３条の規定は，条例第１７条及び第１９条に規定する許可の申請について準用する。

（景観保護地区内等における行為の許可基準）

第１８条 条例第２０条に規定する規則で定める基準は，別表第３のとおりとする。

（非常災害のために必要な応急措置として行つた行為の届出）

第１９条 条例第２２条第２項に規定する届け出は，次に掲げる事項を記載した所定の届出書に，行為地を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図を添えて提出して行うものとする。

（１） 行為者の住所及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

（２） 行為の種類

（３） 行為の目的

（４） 行為地

（５） 行為の施行方法

（６） 行為の完了の期日又は完了の予定時期

（７） 非常災害の種類

（８） 非常災害の発生年月日及び時間並びにその継続した期間

（景観保護地区内等における行為の制限とならない行為）

第 2 0 条 条例第 2 3 条第 2 号に規定する規則で定める行為は、別表第 2 に掲げるものとする。

第 2 1 条 条例第 2 3 条第 3 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 別表第 1 に掲げる行為

(2) 別表第 4 に掲げる行為

(着手行為の届出)

第 2 2 条 条例第 2 4 条第 2 項に規定する届出は、所定の届出書により行わなければならない。

2 前項に規定する届出においては、第 1 3 条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(標識)

第 2 3 条 条例第 2 7 条第 1 項に規定する標識の様式については、市長が別に定める。

(損失補償の請求)

第 2 4 条 条例第 2 8 条第 2 項に規定する補償の請求は、次に掲げる事項を記載した所定の請求書を提出して行うものとする。

(1) 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 補償請求の理由

(3) 補償請求額の総額及びその内訳

(身分証明書)

第 2 5 条 条例第 2 9 条第 2 項に規定する職員の携帯する証明書の様式については、市長が別に定める。

(自然保護監視員)

第 2 6 条 自然保護監視員の定数は、26 人以内とし、その任期は、2 年とする。

(その他)

第 2 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 1 年 9 月 3 0 日規則第 5 5 号）

この規則は、昭和 5 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（昭和５８年６月３０日規則第４０号）

この規則は、昭和５８年７月１日から施行する。

附 則（昭和５９年３月３１日規則第１７号）

この規則は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（昭和６０年３月３０日規則第２７号）

この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則（平成２年３月３１日規則第３４号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成５年３月３１日規則第４０号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年３月２６日規則第１６号）

この規則は、平成１１年６月１日から施行する。

附 則（平成１２年１２月７日規則第６４号）

この規則は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１７年７月２７日規則第１１９号）

この規則は、平成１７年８月１日から施行する。

附 則（令和２年〇〇月〇〇日規則第▽▽▽号）

この規則は、令和２年〇〇月〇〇日から施行する。

別表第１（第１４条、第２１条関係）

１ 工作物を新築し、又は増築することであつて次に掲げるもの。

- （１） 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巢箱、給餌^じ台若しくは給水台を設置すること。
- （２） 砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定により指定された土地、海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第３条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条に規定する地すべり防止区域、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- （３） 測量法（昭和２４年法律第１８８号）第１０条第１項に規定する測量標又は水路業

務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置すること。

（4） 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設のうち、農用地の災害を防止するためのダムを増築すること。

（5） 信号機、防護柵、土留^{さく}よう壁その他道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条に規定する道路、農道、林道その他の道（以下「道路」という。））の交通の安全を確保するために必要な施設を増築すること（信号機にあつては、新設することを含む。）。

（6） 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を増築すること。

（7） 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 4 項に規定する航空保安施設を増築すること。

（8） 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は公衆電気通信法（昭和 28 年法律第 97 号）第 101 条第 3 項に規定する陸標を増築すること。

（9） 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を増築すること（増築後において高さが 20 メートルをこえるものとなる場合における増築を除く。）。

（10） 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を増築すること。

（11） 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路の路面下に埋設すること。

（12） 社寺境内地又は墓地において鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、又は増築すること。

（13） 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を増築すること。

（14） 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、又は増築すること（アからウまで又はクに掲げる工作物の増築にあつては、増築後においてもアからウまで又はクに掲げるものである場合における増築に限る。）。

ア 高さが 5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 30 平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

イ 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが 20 メートル以下のもの。

ウ 当該建築物の高さをこえない高さの物干場

エ 旗ざおその他これに類するもの。

オ 門，へい，給水設備又は消火設備

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備

キ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

ク 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

（15） 条例第16条，第17条及び第19条に規定する許可を受けた行為（条例第25条の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの表の各項に掲げる行為を行うために必要な仮設の工作物（宿舍を除く。）を，当該行為に係る工場敷地内において新築し，又は増築すること。

（16） 法令の規定により，又は保安の目的で標識を設置すること。

2 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの。

（1） 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

（2） 森林の保育のために下刈りし，つる切りし，又は間伐すること。

（3） 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

（4） 測量，実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

3 前2項に掲げるもののほか，次に掲げる行為

（1） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに同法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の1第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

（2） 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

（3） 農業，林業又は漁業を営むために必要な行為。ただし，次に掲げるものを除く。

ア 住宅又は高さが5メートルをこえ，若しくは床面積の合計が100平方メートルをこえる建物（仮設のものを除く。）を新築し，又は増築すること（増築後において，高さが5メートルをこえ，又は床面積の合計が100平方メートルをこえるものとなる場合における増築を含む。）。

イ 農業用ダム，用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メー

ルをこえる農道若しくは林道を新築し、又は増築すること（増築後において、その幅員が2メートルをこえるものとなる場合における増築を含む。）。

ウ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

エ 水面を埋立て、又は干拓すること。

オ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

(4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

(5) 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育活動又は学術研究として行う行為

(6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、岡山県文化財保護条例（昭和29年岡山県条例第91号）第3条の規定により指定された県指定重要文化財、県指定重要民俗資料及び県指定史跡名勝天然記念物又は倉敷市文化財保護条例（昭和42年倉敷市条例第97号）第3条第1項の規定により指定された倉敷市指定重要文化財の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

(7) 工作物の修繕のための行為

(8) 法律若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為

別表第2（第17条、第22条関係）

1 次に掲げる工作物を増築すること。

(1) 砂防法第1条に規定する砂防設備

(2) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設

(3) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(6) 道路法第2条に規定する道路（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）

(7) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

2 前項各号に掲げるもののほか条例第15条の規定による保全事業の執行として行う行為
別表第3（第18条関係）

1 工作物の新築

（1） 仮設の工作物（（3）に掲げるものを除く。）

ア 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

（2） 地下に設ける工作物（（3）に掲げるものを除く。）

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

（3） 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

ア 砂防法第1条に規定する砂防設備

イ 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設

ウ 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

カ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）

キ 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良施設

ク 道路であつて、自動車のみの交通の用に供するもので主として観光の用に供するもの以外のもの。

ケ 道路を管理するための建築物

コ 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設

サ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設

シ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

ス 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）

セ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第7項に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）

ソ 教育又は試験研究を行うための工作物

タ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する水道施設

チ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道，同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

ツ 送水管，ガス管その他これらに類する工作物

テ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）に規定する宗教法人のこれに相当する工作物

ト 消防又は水防の用に供する望楼，警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

ナ 当該自然環境保全地区（ただし，動植物保護地区を除く。（以下この表において同じ。））内に居住する者の使用する物置，車庫，便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）

ニ 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財，同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され，若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物，岡山県文化財保護条例第3条の規定により指定された県指定重要文化財，県指定重要民俗資料及び県指定史跡名勝天然記念物又は倉敷市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された倉敷市指定重要文化財の保存のための建築物

ヌ 都市公園又は都市計画法第4条第5項に規定する都市計画施設である公園，緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

ネ アからオまで，キ又はク，サからテまでに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

ノ 条例第16条，第17条及び第19条に規定する許可を受けた行為（条例第25条の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物

（４） （１），（２）又は（３）に掲げる建築物以外の建築物（以下（４）において「普通建築物」という。）

ア 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該普通建築物が、自己の居住の用に供する住宅である場合又は当該新築が、当該自然環境保全地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧若しくは当該自然環境保全地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(ア) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地

(イ) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(ウ) 現に存する建築物の敷地である土地

(エ) (ア) 又は (イ) の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

イ 当該新築後の普通建築物の高さが、10メートル（当該新築が、次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルをこえるときは、従前の普通建築物の高さ。）をこえないこと。

(ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(イ) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

ウ 当該新築後における当該普通建築物の敷地内の普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、200平方メートル（当該新築が、イの（ウ）の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルをこえるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）をこえないこと。ただし、当該新築が、アの（ア）又は（イ）の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

エ 当該新築の方法並びに新築後の普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(5) (1), (2) 又は (3) に掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

ア 高さが10メートルをこえず、かつ、水平投影面積が200平方メートルをこえないこと。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

2 工作物の増築

(1) 仮設の工作物（(3) に掲げるものを除く。）

ア 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物（(3) に掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(3) 前項(3) に掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(4) (1), (2) 又は (3) に掲げる建築物以外の建築物（以下(4)において「普通建築物」という。）

ア 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルをこえるときは、増築前の普通建築物の高さ。）をこえないこと。

イ 当該増築後における当該普通建築物の敷地内の普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルをこえないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(ア) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地

(イ) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

ウ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(5) (1), (2) 又は (3) に掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

ア 当該増築後における高さが、10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルをこえるときは、増築前の工作物の高さ。）をこえず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルをこえるときは、増築前の水平投影面積）をこえないこと。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

3 宅地の造成その他土地の形質の変更

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(1) 土地を開墾すること。

(2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

(3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

(4) 文化財保護法第57条第1項に規定する埋蔵文化財及び岡山県文化財保護条例第14条第1項に規定する県指定重要文化財等の指定の目的で土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

(5) 養浜のために土地の形質を変更すること。

(6) 工作物の新築、又は増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

4 鉱物の掘採又は土石の採取

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

(2) 水若しくは温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

(3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 建築物その他の工作物の新築、又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(5) 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

5 水面の埋立て又は干拓

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

6 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

7 木竹の伐採

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

8 市長が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に排水設備を設けて行う污水又は廃水の排出

当該行為の方法及び規模並びに当該污水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

9 次に掲げる行為

前各項の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

- (1) 災害の防止のために必要やむをえない行為
- (2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

別表第 4（第 2 1 条関係）

1 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

2 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの。

- (1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (2) 鉱業法（昭和 2 5 年法律第 2 8 9 号）第 5 条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
- (3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。
- (4) 学校教育法第 1 条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、市長に届け出たものに限る。）。

- 3 建築物の存する敷地内の池沼その他これに類するものを埋め立てること。
- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの。
 - (1) 建築物の存する敷地内の池沼その他これに類するものの水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (3) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際すでにその新築、又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 5 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの。
 - (1) 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
- 6 市長が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの。
 - (1) 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - (2) 森林法第41条第1項又は第2項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (3) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (4) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (5) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (7) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - (8) 住宅から汚水又は廃水を排水すること（し尿の排出を除く。）。
 - (9) 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（同法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第5項に規定する都市計画施設である公園，緑地若しくは墓園を設置し，又は管理すること（同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては，高さが13メートルをこえ，又は水平投影面積が1,000平方メートルをこえる工作物を新築し，又は増築すること（増築後において高さが13メートルをこえ又は水平投影面積が1,000平方メートルをこえるものとなる場合における増築を含む。）を除く。）。

【追加資料 5-2】

倉敷市自然環境保全条例施行規則 新旧対照表

新	旧
第1条 省略 第2条 条例第10条第3項に規定する基準は、緑化基準面積（緑化を図らなければならない面積（事業区域内面積又は敷地面積に1から建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条（同条第3項を除く。）の建蔽率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2の面積）をいう。以下この条において同じ。）8平方メートル当たり高木（通常の成木の樹高が3メートル以上であり、植栽時の樹高が2メートル以上の樹木をいう。次項において同じ。）1本以上とする。 2 前項の規定にかかわらず、事業者又は土地所有者等（市が倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）第11条第1項又は第2項の規定による措置を講ずるために、環境保全協定（公害防止協定を含む。）を締結した者で、当該環境保全協定に基づく事前協議を実施するものを除く。）は、次に掲げる基準により、中木（通常の成木の樹高が1メートル以上3メートル未満であり、植栽時の樹高が1メートル以上の樹木をいう。以下この項において同じ。）若しくは低木（通常の成木の樹高が1メートル未満であり、植栽時の樹高が0.3メートル以上の樹木をいう。以下この項において同じ。）、花、地被植物（多年	第2条 条例第10条第3項に規定する基準は、事業区域内面積又は敷地面積（その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）に1から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2の面積の敷地（その面積が80平方メートル以上のものに限る。）とする。 2 前項に該当する植栽は、4平方メートル当たり高木（通常の成木の樹高が3メートルをこえる樹木をいう。）1本及び低木（高木以外の樹木をいう。）1本の割合を標準とする。

生植物に限る。以下この項及び次項において同じ。）又はつる性植物（木本植物で常緑植物に限る。以下この項及び次項において同じ。）の植栽をもつて高木の植栽に代えることができる。

（１） 中木又は低木の植栽

ア 高木１本を中木２本若しくは低木８本又は中木１本及び低木４本に置き換えること。

イ 接道部（道路（道路法（昭和２７年法律第１００号）第２条第１項の道路をいう。以下この項において同じ。）と敷地との境界から水平距離で３メートル以内の区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に植栽する場合は、原則として、低木のみでないこと。

（２） 花の植栽

ア 地上部において、レンガ、縁石等により区画された植栽基盤（植物を生育するための一定の厚みを持つ土壌等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は花を植栽するための容器に土壌等を入れたもので、容量が１基につき１００リットル以上のものが設置されていること。

イ 年間を通じ花が植栽されていること。

（３） 地被植物の植栽 全面が芝生等の地被植物により被われた部分であり、縁石等で区画されていること。

（４） つる性植物の植栽

ア 建築物の壁面部に植栽する場合は、固定された植栽基盤を設置すること。

イ つる性植物を登はん、下垂させて植栽する場合は、植栽する間隔を30センチメートル以下とすること。

3 前項の基準により植栽する面積（以下この項において「植栽面積」という。）の緑化基準面積への算入については、次に掲げるものを除き、植栽面積の100パーセントを緑化基準面積に算入する。

（1） 接道部に樹木又は花を植栽するときは、それぞれの植栽面積の200パーセントを緑化基準面積に算入する。

（2） 前項第3号の場合で、駐車場に植栽するときは、植栽面積（地盤を保護するための資材が敷設されているときは、それらを除いた面積）の25パーセントを緑化基準面積に算入する。

（3） 前項第3号の場合で、屋上部及び駐車場以外の場所に植栽するときは、植栽面積の50パーセントを緑化基準面積に算入する。

（4） 前項第4号アの場合は、植栽基盤鉛直投影面積（植栽基盤の水平投影の長さに鉛直投影の高さを乗じたものをいう。）を緑化基準面積に算入する。

（5） 前項第4号イの場合は、つる性植物を植栽する間隔の合計の長さに1メートルを乗じて得た面積を緑化基準面積として算入する。

4 第2項の基準による植栽に当たっては、樹木の植栽に係る面積（前項第1号の規定により算定した緑化基準面積に占める樹木の植栽に係る面積を含む。）を緑化基準面積の2分の1以上とし、かつ、地上部の植栽に係る面積（前項第1号から第3号までの規定により算定した緑化基準面積に占める植栽に係る面積を含む。）を緑化基準面積の3分の2以上とするものとする。ただし、地形、土地の利用状況等により市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 事業区域内面積又は敷地面積が1,000平方メートル未満である場合
- (2) 緑化基準面積が80平方メートル未満である場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると市長が認める場合

第3条 省略

(1) 省略

(2) 前号の苗木については、予算の範囲内で補助することができる。

第26条 自然保護監視員の定数は、26人以内とし、その任期は、2年とする。

第3条 条例第11条第3項に規定する助成措置は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市長は、条例第11条第1項に規定する樹木の植栽を要請したときは、苗木をあつせんするものとする。

(2) 前項の苗木については、予算の範囲内で補助することができる。

第26条 自然保護監視員の定数は、26人とし、その任期は、2年とする。